

【水防管理団体版】

ページ・項	改正案	現行	備考
P.2 第1章 総則 1.2 用語の定義	15 水位周知河川（法第13条） 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（<u>洪水特別警戒水位</u>）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。 ※本市には水位周知河川に指定された河川はない。	15 水位周知河川（法第13条） 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（<u>特別警戒水位</u>）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。 ※本市には水位周知河川に指定された河川はない。	同上
P.3 第1章 総則 1.2 用語の定義	21 <u>洪水特別警戒水位</u> 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	21 <u>特別警戒水位</u> 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	同上
P.3 第1章 総則 1.2 用語の定義	<u>24 水位周知下水道（法13条の2）</u> <u>知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。</u>	(新規)	意見を踏まえ定義の追加
P.3 第1章 総則 1.2 用語の定義	<u>25 水位周知海岸（法13条の3）</u> <u>知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、通知及び周知を行う。</u>	(新規)	意見を踏まえ定義の追加

【水防管理団体版】

P. 3 第 1 章 総則 1. 2 用語の定義	<u>2 6 雨水出水特別警戒水位</u> <u>法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。</u>	(新規)	意見を踏まえ定義の追加
P. 3 第 1 章 総則 1. 2 用語の定義	<u>2 7 高潮特別警戒水位</u> <u>法 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。</u>	(新規)	意見を踏まえ定義の追加
P. 15 第 6 章 水防に関する予報・警報 6. 1 発表基準	(1) 大雨注意報 <u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	(1) 大雨注意報 <u>大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。</u>	気象台から正確な表示について教示を受け修正
P. 15 第 6 章 水防に関する予報・警報 6. 1 発表基準	(2) 高潮注意報 台風や低気圧によるによる海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。	(2) 高潮注意報 <u>台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。</u> 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。	気象台から正確な表示について教示を受け修正
P. 15 第 6 章	(3) 洪水注意報 <u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると</u>	(3) 洪水注意報 <u>洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。</u>	気象台から正確な表示について教示

【水防管理団体版】

水防に関する予報・警報 6.1 発表基準	<u>予想されたときに発表される。</u>		を受け修正
P.15 第6章 水防に関する予報・警報 6.1 発表基準	(4) 大雨警報 <u>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	(4) 大雨警報 <u>大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。</u>	気象台から正確な表示について教示を受け修正
P.15 第6章 水防に関する予報・警報 6.1 発表基準	(5) 高潮警報 <u>台風等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。	(5) 高潮警報 <u>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。</u>各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。	気象台から正確な表示について教示を受け修正
P.15 第6章 水防に関する予報・警報 6.1 発表基準	(6) 洪水警報 <u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>	(6) 洪水警報 <u>洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。</u>	気象台から正確な表示について教示を受け修正

【水防管理団体版】

P. 16 第 6 章 水 防 に 関 する予報・警 報 6. 1 発表基準	(9) 気象情報 ア <u>「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」…気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u> イ <u>「記録的短時間大雨情報」…県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される。</u> <u>発表基準は、1 時間雨量 100mm である。</u> ウ <u>「土砂災害警戒情報」…愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。</u> エ <u>「竜巻注意情報」…積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県（県単位）に発表される。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県（県単位）で発表される。</u> <u>この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。</u> オ <u>「天候情報」</u> <u>平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。</u>	(9) 気象情報 ア <u>災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「注意報」や「警報」に先立って現象を予告し注意を呼びかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補完するために発表されるときがある。（「愛知県気象情報」、「東海地方気象情報」等）</u> イ <u>「記録的短時間大雨情報」…1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表される。</u> ウ <u>「土砂災害警戒情報」…大雨警報発表中に、一定の広がりを持った範囲で更に土砂災害発生の危険度が高まったときに、愛知県と名古屋地方気象台が共同して、市町村を最小単位として発表される。</u> ※ <u>気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間または、それ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想されるときは、天候情報が発表される。</u>	気象台から正確な表示について教示を受け修正、追加
---	---	--	---------------------------------

【水防管理団体版】

P. 16 第 6 章 水 防 に 関 する予報・警 報 6. 1 発表基準	(別表 1) 大雨警報基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村名</th><th>雨 量 基 準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西三河南部</td><td>碧南市</td><td>平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70</td><td>150</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村名	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準	西三河南部	碧南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	150	(別表 1) 大雨警報基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村名</th><th>雨 量 基 準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西三河南部</td><td>碧南市</td><td>平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70</td><td>123</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村名	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準	西三河南部	碧南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	123	データの修正 (気象庁からの指示による)
市町村等をまとめた地域	市町村名	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準																
西三河南部	碧南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	150																
市町村等をまとめた地域	市町村名	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準																
西三河南部	碧南市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=70	123																
	(別表 3) 大雨注意報基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村名</th><th>雨 量 基 準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西三河南部</td><td>碧南市</td><td>平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30</td><td>106</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村名	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準	西三河南部	碧南市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	106	(別表 3) 大雨注意報基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th><th>市町村名</th><th>雨 量 基 準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西三河南部</td><td>碧南市</td><td>平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30</td><td>92</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村名	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準	西三河南部	碧南市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	92	データの修正 (気象庁からの指示による)
市町村等をまとめた地域	市町村名	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準																
西三河南部	碧南市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	106																
市町村等をまとめた地域	市町村名	雨 量 基 準	土壌雨量指数基準																
西三河南部	碧南市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	92																
P. 18 第 6 章 水 防 に 関 する予報・警 報 6. 1 発表基準	別表 1～別表 4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方 (1) 大雨及び洪水の欄中、R1・R3 はそれぞれ 1・3 時間雨量を示す。 例えば、「R3=80」であれば、「3 時間雨量 80mm 以上」を意味する。 (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外※」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 (3) 土壌雨量指数基準値※は 1 k m 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村における基準値の最低値を示す。 <u>(4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数* 30 以上」を意味する。</u> <u>また、「,」は 2 つの基準を示す。例えば「地蔵川流域=9 , 荒子川流域=13」であれば、「地蔵川流域の流域雨量指数 9 以上 あるいは 荒子川流域の流域雨量指数 13 以上」を意味する。</u>	別表 1～別表 4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方 (1) 大雨及び洪水の欄中、R1・R3 はそれぞれ 1・3 時間雨量を示す。 例えば、「R3=80」であれば、「3 時間雨量 80mm 以上」を意味する。 (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外※」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 (3) 土壌雨量指数基準値※は 1 k m 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村における基準値の最低値を示す。	定義の追加																

【水防管理団体版】

	(5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。		
P. 23 第6章 水防に関する予報・警報 6.2 予報・警報の伝達	1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図	1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図	修正・追加
P. 23 第6章 水防に関する予報・警報 6.2 予報・警報の伝達	2 津波警報等の伝達系統図	2 津波警報等の伝達系統図	修正・追加

【水防管理団体版】

		気象庁 (本庁) 名古屋地方 気象台 西日本電信電話(株)(警報のみ) 消防庁 県防災局 碧南市 専用回線 専用回線 専用回線 防災情報 提供システム 高度情報通信 ネットワーク Jアラート 加入電話																																																																													
P. 23 第 9 章 水防活動 9. 2 雨量・水位・ 潮位の監視 と通報	(2) 水位観測を行う河川 ※は水防警報発令基準水位を表す。(水位は T. P.) <table><tr><th>水系</th><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>待機水位</th><th>※水防団立</th><th>※氾濫注意水位</th><th>※出動水位</th><th>水立</th><th>避難判断立</th><th>※氾濫危険</th><th>堤防高</th><th>設置場所</th><th>観測担当</th><th>河川管理者</th></tr><tr><td rowspan="2">矢作川</td><td rowspan="2">矢作川</td><td>米津</td><td>4.90 m</td><td>6.00 m</td><td>7.50 m</td><td>9.90 m</td><td>10.3 0m</td><td>11.9 0m</td><td></td><td></td><td>西尾市米津町</td><td>防災課及び消防署 (河川情報システム等による観測)</td><td rowspan="2">国土交通省</td></tr><tr><td>碧南</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>6.08 m</td><td>碧南市港南町</td><td>第3分団 第3分隊</td></tr></table>	水系	河川名	観測所名	待機水位	※水防団立	※氾濫注意水位	※出動水位	水立	避難判断立	※氾濫危険	堤防高	設置場所	観測担当	河川管理者	矢作川	矢作川	米津	4.90 m	6.00 m	7.50 m	9.90 m	10.3 0m	11.9 0m			西尾市米津町	防災課及び消防署 (河川情報システム等による観測)	国土交通省	碧南	-	-	-	-	-	-	6.08 m	碧南市港南町	第3分団 第3分隊	(2) 水位観測を行う河川 ※は水防警報発令基準水位を表す。(水位は T. P.) <table><tr><th>水系</th><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>待機水位</th><th>※水防団立</th><th>※氾濫注意水位</th><th>※出動水位</th><th>水立</th><th>避難判断立</th><th>※氾濫危険</th><th>堤防高</th><th>設置場所</th><th>観測担当</th><th>河川管理者</th></tr><tr><td rowspan="2">矢作川</td><td rowspan="2">矢作川</td><td>米津</td><td>4.90 m</td><td>6.00 m</td><td>7.50 m</td><td>9.10 m</td><td>9.40 m</td><td>12.0 m</td><td></td><td></td><td>西尾市米津町</td><td>防災課及び消防署 (河川情報システム等による観測)</td><td rowspan="2">国土交通省</td></tr><tr><td>碧南</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>6.08 m</td><td>碧南市港南町</td><td>第3分団 第3分隊</td></tr></table>	水系	河川名	観測所名	待機水位	※水防団立	※氾濫注意水位	※出動水位	水立	避難判断立	※氾濫危険	堤防高	設置場所	観測担当	河川管理者	矢作川	矢作川	米津	4.90 m	6.00 m	7.50 m	9.10 m	9.40 m	12.0 m			西尾市米津町	防災課及び消防署 (河川情報システム等による観測)	国土交通省	碧南	-	-	-	-	-	-	6.08 m	碧南市港南町	第3分団 第3分隊	データの修正
水系	河川名	観測所名	待機水位	※水防団立	※氾濫注意水位	※出動水位	水立	避難判断立	※氾濫危険	堤防高	設置場所	観測担当	河川管理者																																																																		
矢作川	矢作川	米津	4.90 m	6.00 m	7.50 m	9.90 m	10.3 0m	11.9 0m			西尾市米津町	防災課及び消防署 (河川情報システム等による観測)	国土交通省																																																																		
		碧南	-	-	-	-	-	-	6.08 m	碧南市港南町	第3分団 第3分隊																																																																				
水系	河川名	観測所名	待機水位	※水防団立	※氾濫注意水位	※出動水位	水立	避難判断立	※氾濫危険	堤防高	設置場所	観測担当	河川管理者																																																																		
矢作川	矢作川	米津	4.90 m	6.00 m	7.50 m	9.10 m	9.40 m	12.0 m			西尾市米津町	防災課及び消防署 (河川情報システム等による観測)	国土交通省																																																																		
		碧南	-	-	-	-	-	-	6.08 m	碧南市港南町	第3分団 第3分隊																																																																				

【水防管理団体版】

P. 37 第 9 章 水防活動 9. 4 雨量・水位・潮位の監視	第四節 水こう門・<u>防潮扉</u>・排水ポンプ場等の操作 水こう門、<u>防潮扉</u>、排水ポンプ場（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、 1 <u>水門、樋門、防潮扉</u> (1) 高浜川水門操作規則（抜粋）	第四節 水こう門・排水ポンプ場等の操作 水こう門、排水ポンプ場（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、 1 <u>水門、こう門、樋門</u> (1) 高浜川水門操作規則（抜粋）	追加・修正
P. 48 第 9 章 水防活動 9. 7 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	1 洪水対応 (1) 浸水想定区域の指定状況 国土交通省及び愛知県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。（法第 14 条） 現在、碧南市に係る洪水予報河川及び水位周知河川に係る浸水想定区域図は次のとおりである。 ・矢作川浸水想定区域図 <u>（平成 28 年 5 月 31 日公表：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所）</u>	1 洪水対応 (1) 浸水想定区域の指定状況 国土交通省及び愛知県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。（法第 14 条） 現在、碧南市に係る洪水予報河川及び水位周知河川に係る浸水想定区域図は次のとおりである。 ・矢作川浸水想定区域図 <u>（平成 14 年 3 月 15 日公表：国土交通省中部地方整備局豊橋工事事務所）</u>	